

労働施策総合推進法（協議会関係）

1. 法的根拠と目的

（中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備）

第10条の3 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者との間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者との間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

条文概要・目的

労働施策総合推進法第10条の3は、地域の実情に応じた働き方改革を推進するため、国に、地方公共団体、事業主団体、労働団体その他の関係者からなる協議会の設置等、これらの者との間の連携体制の整備に必要な施策を講ずる努力義務を課したものです。

本条は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の国会における審議の過程で、衆議院における修正を受けて設けられました。また、衆議院厚生労働委員会で、政府は、本条に基づき、地域の実情に即した働き方改革を進めるため、いわゆる「地方版政労使会議」など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用し、働き方改革の実が上がるよう努めるべきとの附帯決議がなされており、全国の都道府県において本条に基づく協議会の設置・運営がなされるようになっていきます。

2. 協議会の構成と運営

(1) 構成員

- 地方自治体、労働局、経済産業局
- 労使団体（経済団体、労働組合）
- 金融機関

必要に応じて、

働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点、産業保健総合支援センター
社会保険労務士会、税理士会、県庁所在市、市長会、町村会、学識経験者 など

(2) 運営の基本

- 労働局が設置、都道府県が設置、都道府県・労働局との共同設置のいずれも可
- 地域の実情に応じて開催頻度を調整
- 議題例：働き方改革、中小企業・小規模事業者支援策 など
- 労働局においては、雇用環境・均等室が中心となり各部室と連携して対応

3. 地方版政労使会議との関係

(1) 地方版政労使会議とは

政府では平成 25 年9月に経済の好転を企業収益の拡大につなげ、それを賃金上昇につなげるという好循環の実現に向けて、政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を持つことを目的として、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を開催していました。

平成 27 年の第 189 回通常国会において、働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場の設置を促していくことが重要であるとの提起がなされ、当時の安倍内閣総理大臣から「都道府県において、地域ぐるみで働き方改革を推進するため、労使を始めとする地域の関係者が集まる会議を設置していくことについて検討を進めてまいりたい」旨の答弁がなされたことを受け、各都道府県において、地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議が開催されることとなったものです。

(2)共通点

- 労使・行政の三者構成を基本とする
- 働き方改革や雇用環境改善等、地域の実情に応じたテーマを協議

(3)相違点

- 政労使会議・・・設置根拠は通達(平成 27 年 10 月 5 日地発 1005 第4号／基発 1005 第2号／職発 1005 第2号／雇発 1005 第2号「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催について」)
- 協議会・・・設置根拠は法律(労働施策総合推進法第 10 条の3)

(4) 設置・運営のあり方

附帯決議において「いわゆる『地方版政労使会議』など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用」することを基本とすべきとされたことを受け、地方版政労使会議をそのまま法第 10 条の3の協議会に位置付けることが基本とされている。

4. 長野県における開催状況

平成 30 年度以降、地方版政労使会議及び労働施策総合推進法に基づく協議会として長野労働局と長野県が共同事務局となって「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」(以下「戦略会議」という。)を開催していましたが、令和6年度中に県の各種会議のあり方の見直しが行われ、従来の会議体での地方版政労使会議の開催が困難となったため、令和6年度中、新たに長野労働局のみが事務局となって「長野県政労使会議」を開催することとなりました。

年度	会議名称	開催状況
H27 2015	長野県働き方改革・女性活躍推進会議	H28.2.4 第 1 回本会議 「信州「働き方改革」共同宣言」採択 ・専門部会設置(「働き方改革推進部会」「女性活躍推進部会」) ・座長＝県知事 ・事務局：労働局・長野県

H28 2016	長野県働き方改革・女性活躍推進会議	H28.7.11 第1回働き方改革推進部会 H28.10.27 第2回働き方改革推進部会 H28.12.26 第2回本会議
H29 2017	長野県働き方改革・女性活躍推進会議	H29.5.8 情報交換会 H29.10.10 第3回働き方改革推進部会 (第3回本会議)H30.1.15
H30 2018	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	H30.4.19(第1回本会議) ・「産業分野別会議」「地域会議」設置 ・座長=県知事 ・事務局:労働局・長野県 H30.6.18 (幹事会) H30.7.6 (幹事会) H30.9.5 (幹事会) 労推法第10条の3の協議会とすることに合意 H30.10.23 第2回本会議 構成団体に長野県連合婦人会、学識経験者追加 H31.2.7 第3回本会議 H31.3.22 「当面の取組方針」発表
R1 2019	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R1.5.24 「令和元年信州「働き方改革」共同宣言」 R1.9.12 幹事会 R1.10.8 第4回本会議 R1.12.25 幹事会 R2.2.12 幹事会 R2.3.16 第5回本会議 「長野県就業促進・働き方改革基本方針」 「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」
R2 2020	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R3.2.15 幹事会 ※R2.5.13以降、「長野県新型コロナウイルス感染症対策産業支援・再生本部会議」が同様の構成員で開催される(R4.12.27まで9回開催)
R3 2021	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R4.1.6 幹事会
R4 2022	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R4.6.1 幹事会 ※一部オンライン参加 R4.12.23 幹事会 ※R4.12.27「長野県新型コロナウイルス感染症対策産業支援・再生本部会議」において、「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」採択 R5.3.16 第6回本会議 構成員に八十二銀行追加
R5 2023	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R5.5.29 幹事会 R5.12.22 幹事会 R6.2.8 幹事会 R6.3.18 第7回本会議 ※地方版政労使会議は同日に別パートとして実施
R6 2024	長野県就業促進・働き方改革戦略会議	R6.12.17 幹事会
	長野県政労使会議	R7.2.17 第1回会議 構成団体のトップが出席

R7 2025	長野県人財確保・生産性向上連携会議	<u>R7.9.16 第1回会議</u> R6 までの幹部会レベルのメンバーで開催 <u>R7.10.30 第2回会議</u> 構成団体のトップが出席 「長野県ハラスメントゼロ共同宣言」採択
	長野県政労使会議	<u>R8.2.9 第2回会議</u> 構成団体のトップが出席 「長野県政労使共同メッセージ」採択